

和水町地区公民館移転補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の防災体制の充実を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、安全区域外にある地区公民館を安全区域へ移転する行政区に対し、地区公民館移転補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移転 地区住民の拠出金等により安全区域内に地区公民館を新築することという。
- (2) 安全区域 次のいずれにも含まれない区域をいう。
 - ア 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項に基づく洪水浸水想定区域
 - イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域
 - ウ ため池ハザードマップ（農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第12条に規定する印刷物をいう。）により住民に周知された危険区域
 - エ 山地災害危険地区（農林水産省林野庁が定める「山地災害危険地区判定基準」に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりなどの山地災害が発生するおそれが高い地区）として指定された区域
 - オ アからエまでに今後指定される見込みのある区域
 - カ その他自然災害による危険が及ぶおそれがある区域
- (3) 地区公民館 行政区が設置・管理をする公民館（建築物）及び附帯施設で、その区域の住民の地域活動の拠点となるもの（小部落公民館を含む。）をいう。
- (4) 和水町産木材 和水町内で育林された木材をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす行政区とする。

- (1) 既存の地区公民館が安全区域外にあり、安全区域内に移転をすること。
- (2) 地区公民館の移転及び移転後は災害時の自主的な避難所として開設、運営をすることに対して地区住民の総意が得られていること。
- (3) 地区防災計画を作成済みであり、移転をする地区公民館が自主的な避難所として地区防災計画に位置付けられていること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国、県、町等における他の補助制度の対象となっていないものでなければならない。ただし、和水町地区公民館建設費補助金については、この限りでない。

(補助対象経費及び補助金の額等)

第5条 補助対象となる経費及び補助金額は、基本補助金については別表第1、加算補助金については別表第2のとおりとする。

(事業計画書の提出)

第6条 補助対象事業を実施しようとする補助対象者は、当該事業予定年度の前年度の9月30日までに、和水町地区公民館移転補助金に係る事業計画書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し及び契約に係る資料
- (2) 事業に係る設計書（配置図、平面図及び立面図）
- (3) 用地の所有又は利用に関する書類（敷地の登記事項証明書又は賃貸借契約書）

(事業計画の承認)

第7条 町長は、前条の計画書及び書類を受理し、審査の上適当であると認めたときは、和水町地区公民館移転補助金に係る計画承認通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の事業計画の承認に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、和水町地区公民館移転補助金交付申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業の契約書及び見積書の写し
- (2) 事業に係る設計書（配置図、平面図及び立面図）
- (3) 用地の所有又は利用に関する書類（敷地の登記事項証明書又は賃貸借契約書）
- (4) 収支予算書（様式第4号）
- (5) 総会時議事録（移転の決定に対する住民の総意が分かる資料）
- (6) 財源に関する資料（通帳等のコピー等）
- (7) 地区防災計画
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前条の申請書及び書類を受理し、審査の上適当であると認めたときは、和水町地区公民館移転補助金交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

2 町長は、前項の補助金交付の決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 前条第1項の規定による決定を受けた補助対象者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を町長に提出しなければならない。

2 前項の規定による交付申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事業計画変更の申請等)

第11条 第9条第1項の規定により補助金の交付を決定された補助対象者は、補助事業の内容を変更するときは、和水町地区公民館移転補助金変更交付申請書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更(補助対象経費の3割以内の減額をいう。)については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定による変更申請があった場合において、当該申請の内容が適正であると認めるときは、和水町地区公民館移転補助金変更交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第12条 補助対象者は、事業完了後速やかに和水町地区公民館移転補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書(様式第9号)

(2) 支払った経費を証明する書類(領収書の写し等)

(3) 移転先の地区公民館の写真

(4) 使用する木材(和水町産木材)を町内の製材所から仕入れた場合は、使用木材実績明細書(様式第10号)

(5) 使用する木材(和水町産木材)を町内の製材所から仕入れた場合は、木材の出荷証明書等和水町産木材を使用したことが証明できる書類

(6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 町長は、前条の実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金を確定し、和水町地区公民館移転補助金確定通知書(様式第11号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第14条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要と認めるときは、その交付決定額の範囲内において、補助金を概算払の方法により交付することができる。

3 補助対象者は、補助金を請求しようとするときは、和水町地区公民館移転補助金精算(概算)払請求書(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(交付の取消し及び返還)

第15条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

(1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他この要綱及び和水町補助金等交付規則（平成18年3月1日規則第36号）に違反したとき。

(2) 申請書その他の書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 当該事業の施行方法が不相当であるとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 第6条の規定については、令和8年度においては適用しない。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

別表第 1（基本補助金）（第 5 条関係）

補助対象経費	補助金額
①建築に要する本工事費（建物の基礎、躯体、屋根造作及び仕上げ部分）及び附帯工事（電気・ガス・給排水・空調等） ②設計監理費 ③土地購入費及び土地造成・地盤改良費用設計費 ④対象経費に係る消費税	補助金の額については、補助対象経費の 1 / 2 以内に相当する額 （上限 1, 0 0 0 万円）
補助対象外経費	
①既存建物解体費用 ②カーテン工事費 ③照明器具費 ④外構工事費 ⑤植栽工事費 ⑥備品・消耗品費 ⑦諸経費※ ⑧対象外経費に係る消費税	

※本工事費に含まれない一切の費用（租税公課、保険料、登記費用、加入金、手数料、祭司費等）

別表第 2（加算補助金）（第 5 条関係）

補助対象の内容	補助金額
町内の住宅建築請負業者の施工により新築した場合	50 万円を加算
使用する木材の全てを町内の製材所から仕入れ、かつ、その 3 / 1 0 以上に和水平産木材を使用した場合	50 万円を加算